省　令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

令和八年三月十九日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

目次

第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項（第一条―第四条）
第二章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項（第五条―第七条）
附則

第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項

（目標の設定）

第一条　プラスチック製容器包装（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）第四条第二項第一号に掲げるプラスチック製容器包装をいう。以下同じ。）の製造（事業の用に供するために発注して製造することを含む。以下この項において同じ。）の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造するプラスチック製容器包装に係る再生プラスチック（同条第一項に掲げる再生資源をいう。以下同じ。）の利用量及び利用率（プラスチック製容器包装の原材料のプラスチックに占める利用された再生プラスチックの質量の割合をいう。以下同じ。）の向上を計画的に行うため、再生プラスチックの利用の促進に関する目標を定めるものとする。

2　製造事業者は、プラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用量及び利用率の向上に当たっては、国産再生プラスチック（国内で生産された再生プラスチックをいう。以下この項において同じ。）の利用が我が国における資源の有効な利用及び脱炭素化に資することに鑑み、国産再生プラスチックを利用するよう配慮するものとする。

（技術の向上）

第二条　製造事業者は、プラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用を促進するため、次に掲げる技術の向上に計画的に取り組むものとする。

一　再資源化を行う事業者と連携して、プラスチック製容器包装に係る使用済物品等から再生プラスチックとして利用することができる可能性のあるものを効率的に取り出す技術

二　再生プラスチックをプラスチック製容器包装に利用する技術

三　単一素材により又は使用する素材の種類等が少ないプラスチック製容器包装を製造する技術

四　その他の再生プラスチックの利用を促進するために必要な技術

（二酸化炭素の排出量の削減）

第三条　製造事業者は、プラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用を促進することにより、プラスチック製容器包装に係る原材料の調達、製造、廃棄等の過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとする。

（管理体制の整備）

第四条　製造事業者は、製造したプラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用量及び利用率を適切に把握し、その記録を行うものとする。

2　製造事業者は、前項に規定する記録の作成その他再生プラスチックの利用の促進に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとする。

第二章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項

（目標の設定）

第五条　プラスチック製容器包装に入れられ又はプラスチック製容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者（外国において自ら当該プラスチック製容器包装を製造する者若しくはその製造を発注する者又はこれらの者に直接若しくは間接に当該プラスチック製容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示を行う者に限る。以下「輸入販売事業者」という。）は、再生プラスチックが利用されたプラスチック製容器包装を自ら輸入して販売することにより、再生プラスチックの利用を促進するため、自ら輸入して販売する当該プラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用量及び利用率に関する目標を、自ら輸入して販売するプラスチック製容器包装の製造の事業を外国において行う者と協力して定めるものとする。

（知識の向上）

第六条　輸入販売事業者は、プラスチック製容器包装に係る再生プラスチックの利用を促進するため、必要な知識の向上を図るものとする。

（二酸化炭素の排出量の削減）

第七条　輸入販売事業者は、自ら輸入して販売するプラスチック製容器包装の製造の事業を外国において行う者と協力して、再生プラスチックの利用を促進することにより、プラスチック製容器包装に係る原材料の調達、製造、廃棄等の過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、令第三号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第一項及び第二十四条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する定期の報告に関する省令を次のように定める。

令和八年三月十九日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する定期の報告に関する省令

（計画の提出）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項に規定する計画の提出は、毎年度九月末日までに、様式第一により行わなければならない。

2　前項の規定により提出を行った事業者は、計画の内容が、計画を提出しようとする年度の前年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年（自動車を製造又は販売する事業者については十年）を超えない範囲内で事業者が定める期間の終期の属する年度の九月末日までに、様式第一による計画書を提出すればよい。

（定期の報告）

第二条　法第二十四条の規定による報告は、毎年度九月末日までに、様式第二により行わなければならない。

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日以後最初に開始する事業年度から適用する。

一　第一条　令和八年十月一日

二　第二条　令和九年十月一日